

# 国土交通省からのお願い

## ～船舶で発生するプラスチックごみの適正な処理について～

海洋を漂流するプラスチックごみは、国際的に重大な環境問題として関心が高まっています。海洋プラスチックごみは陸上から流れ込んだものだけでなく、船舶から流出した海洋ごみも一定量存在するものと推計されています。国土交通省では、船舶で発生するプラスチックごみの正しい分別・処理をお願いしています。

### 船舶で発生するプラスチックごみの海洋投棄の禁止

船舶で発生するプラスチックごみの海洋への排出は、マルポール条約附属書V第3規則及び同規則を担保する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）第10条により禁止されています。

**特にプラスチックを含む廃棄物は焼却灰を含め、海洋への排出は一切認められません。**

#### マルポール条約附属書V第3規則

（廃物の海洋への排出の一般的禁止）

- 1 この付属書の第4規則から第7規則及び（中略）極域コードのII-A部に別段の定めがある場合を除き、すべての廃物の海洋への排出は禁止する
- 2 第7規則に定めがある場合を除き、すべてのプラスチック（合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋並びにプラスチック製品の焼却炉の灰を含む）の海洋への排出は禁止する。
- 3（省略）

#### 海洋汚染防止法第3章（船舶からの廃棄物の排出の規制）第10条

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第10条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

## 海洋プラスチックごみとは

海洋プラスチックごみとは海洋に流れ出たプラスチックごみを指します。海洋プラスチックごみの大半は陸上で発生したプラスチックごみが雨や風によって流されて発生しますが、船舶で使用される物品等を起源とする海洋プラスチックごみも一定量存在すると考えられます。



世界の海に流入するプラスチックごみの量 (2010年の推定値)\*

**8,000,000 t / 年**

\* Jambeck et al.(2015)

## 船舶で発生するごみの取り扱い規程及び記録簿について

海洋汚染防止法第10条の3では、船舶で発生した廃棄物を取り扱う作業を行う者が遵守すべき事項や不正廃棄を防止するための事項を定める「船舶発生廃棄物汚染防止規程」を各船が定め、その内容を乗組員等に周知することを求めています。(総トン数100t以上または最大搭載人員15人以上の船舶が対象)

また、海洋汚染防止法第10条の4では、「船舶発生廃棄物記録簿」を船内に備え付け、排出した廃棄物の種類や量等を記録することを求めています。(国際航海に従事する船舶であって、総トン数400t以上または最大搭載人員15人以上のものが対象)

## 船舶で発生したプラスチックごみの船上焼却について

船舶で発生したプラスチックごみを船上で焼却する場合には、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守し、技術上の基準に適合した船舶発生油等焼却設備で焼却するとともに、その焼却灰を陸揚げすることが必要です。

※船舶発生油等焼却設備の技術上の基準の詳細は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」の第45条に規定されています。

### 海洋汚染防止法 第3章（船舶からの廃棄物の排出の規制）

#### 第19条の35の4第1項及び第2項等

1 何人も、船舶又は海洋施設において、油等の焼却をしてはならない。ただし、船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をする場合はこの限りでない。

2 船舶において、船舶発生油等の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

一 国土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であつて、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従つて行うもの

二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動に伴い発生する船舶発生油等の焼却

## 船舶からのプラスチックごみ等の不正排出に関する罰則

船舶からプラスチックごみ等の廃棄物を海洋に排出することは原則として禁止されています。（海洋汚染防止法第10条第1項）

特にプラスチックを含む廃棄物は焼却灰を含め、海洋への排出は一切認められません。

**上記に違反した場合、1,000万円以下の罰金が科されます。**

## 問い合わせ先



国土交通省総合政策局海洋政策課

TEL: 03-5253-8111(代表)